

加古川市火災予防条例の一部改正による概要について

1 改正理由

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、消防庁から林野火災予防の実効性を高めることを目的として火災予防条例（例）の一部改正に関する通知が発出されたことを受け、本市においても、林野火災予防の強化に係る整備を行うため、加古川市火災予防条例（以下「条例」という。）の一部を改正するもの。

2 改正概要

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する整備（第29条関係）

- ア 条例第29条に掲げる火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づくものであることを明記する。
 - イ 火災に関する警報の発令中における山林、原野等での喫煙について、火災が発生するおそれが高い場合に市長が指定した区域内において喫煙をしないことを追加する。
 - ウ 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）についての規定を、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ削除する。

(2) 林野火災に関する注意報の創設（新設）

- ア 林野火災に関する注意報の規定を新設し、市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。
 - イ 林野火災に関する注意報が発せられたときは、解除されるまでの間、本市消防本部管内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（※1）に従うよう努めなければならないこととする。また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該努力義務の対象となる区域を指定することとする。

※1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 ((1)反映済み)

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報に関する整備（新設）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとする。

(4) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出（※2）に関する整備（第45条関係）

- ア 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記する。
- イ 消防長は、届出を必要とする行為（※2）について、当該届出の対象となる期間及び区域を指定できることとする。

※2 消防長又は消防署長への届出が必要な行為 ((4)反映済み)

- ・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）
- ・煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- ・劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- ・水道の断水又は減水
- ・消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- ・祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

3 施行期日

令和8年4月1日